

## 公立小・中学校の３５人以下学級の早期拡大に関する意見書（案）

国は、平成２３年度、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校１年生の３５人以下学級を導入した。平成２４年度は法改正が見送られたものの、教員の加配を行うことの財政措置により、小学校２年生においても導入を実施した。しかし、平成２５年度以降、小学校３年生以上の３５人以下学級の実施が見送られている状況にある。

学校現場や保護者からは、３５人以下学級の早期拡大が強い要望として上がっている。また、本年２月、衆議院予算委員会において安倍首相は、３５人以下学級の実現に向けて努力していく旨を表明し、さらに、本年６月、衆議院文部科学委員会において下村文部科学大臣も、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、来年度予算の概算要求に盛り込むことを検討すると述べた。

一方で、財務省の財政制度等審議会が、小・中学校の教職員約４万２,０００人の削減を求めることを含む建議を提出したことは看過できない。

学力向上はもとより、一人一人に行き届いた教育を進め、不登校やいじめ問題を解決するとともに、子ども同士の温かい人間関係を形成するためにも、３５人以下学級の拡大が必要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- １ 小・中学校全学年における３５人以下学級を、法改正により計画的に実施すること。
- ２ 少人数学級の実施に対応した校舎や教室の整備等のため、新增改築に当たってのクラス数の算出方法の改善や補助単価の引上げなど補助制度を改善・拡充するとともに、財源を確保すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 宛て